

# 審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第23条第5項において準用する第22条第6項
処分の概要	合格証明書の再交付
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	警備員等の検定等に関する規則 第15条第3項、第4項、第5項(合格証明書の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	合格証明書の交付を受けた警察署の生活安全(第一)課
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 045-211-1212 内線3038~9
備考	